収益力改善伴走支援型特別資金に係る照会回答事例集

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和５年２月１日創設

令和５年４月１日改正

令和６年３月15日改正

令和６年４月１日改正

島根県商工労働部中小企業課

■資金の仕組みについて

|  |
| --- |
| １　この資金の目的は。 |

Ａ：

　　新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、エネルギー価格・物価高騰等の影響及び災害の影響を踏まえ、売上や利益率の減少を要件とし、借換や新たな資金需要に対応した本資金により、経営改善に取組む事業者を支援するため。

|  |
| --- |
| ２　この資金の概要は。 |

Ａ：

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 次のいずれかに該当し、かつ経営行動計画書を策定した中小企業者、組合又は中小特定非営利法人（１）セーフティネット保証（４号又は５号）を取得（２）一般枠（売上又は利益率が５％以上減少）（３）令和６年能登半島地震による災害について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、災害により被災※　本資金の借入にあっては、伴走支援型特別保証制度（20210310中庁第２号）に基づく信用保証を要する。 |
| 融資枠 | １４０億円 |
| 融資限度額 | １億円 |
| 資金使途 | 設備資金、運転資金（保証付既往債務の借換も可） |
| 融資期間 | １０年以内（据置期間５年以内） |
| 返済方法 | 元金均等分割返済 |
| 貸付利率 | ・責任共有外　年１．２５％（固定金利）・責任共有　　年１．４０％（固定金利） |
| 信用保証料率 | 上記対象者のうち（１）、（３）　年０．２％（２）　　年０．２～１．１５％　　※国補助後ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外となり、（１）、（３）に該当する者は年０．８５％、（２）に該当する者は年０．４５～２．２０％（経営者保証免除対応適用の場合は、それぞれ年０．２％上乗せ） |
| 担保 | 取扱金融機関又は信用保証協会の決定による |
| 連帯保証人 | ＜法人＞取扱金融機関又は信用保証協会の決定による＜個人＞原則として不要 |
| 取扱期間 | 令和５年４月１日から令和６年６月30日保証申込分まで※　上記対象者（３）については、令和６年能登半島地震に係る災害関係保証の適用期限までに融資実行されたものとする。 |

|  |
| --- |
| ３　伴走支援とは。 |

Ａ：

金融機関は、本資金の融資を受けた者に対して、原則として５年間にわたり、四半期

に１回、経営状況や経営行動計画の実行状況等を確認し、計画の見直し及び計画を進め

るための経営支援を行う。

|  |
| --- |
| ４　経営行動計画書とは。 |

Ａ：

　　以下の内容を満たすもの又は含むものとする。

①計画を策定した日の属する事業年度から３事業年度を最短の計画期間とし、原則とし

て同５事業年度を最長の計画期間とすること

②申込人の経営に係る現況・課題（原則として、計画を策定した日の属する事業年度の

前事業年度の財務状況の分析を含む。）と課題を克服するための取組事項及び目標設

定

③申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果

④上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画

|  |
| --- |
| ５　対象者の（２）一般枠とは。 |

Ａ：

次の①又は②のいずれかに該当するものとする。

①最近１か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して５％以上減少していること

② (a) 最近１か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して５％以

上減少していること

(b) 最近１か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して５％以

上減少していること

(c) 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して５％以

上減少していること

(d) 最近１か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して

５％以上減少していること

(e) 最近１か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して

５％以上減少していること

(f) 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して

５％以上減少していること

|  |
| --- |
| ６　提出が必要な書類は。 |

Ａ：

　　〇島根県中小企業制度融資　融資申込書（様式第１号）

　　〇島根県中小企業制度融資意見書（様式第２号）

　　〇前２期の決算書（必要に応じて試算表）

　　〇法人にあっては登記事項証明書

○経営行動計画書※１、※２

　　　　＋

上記対象者（１）～（３）の必要書類（下記のとおり）

＜上記対象者のうち（１）セーフティネット保証（４号又は５号）を取得した者＞

〇中小企業信用保険法第２条第５項４号、５号の規定による認定申請書

＜上記対象者のうち（２）一般枠（売上又は利益率が５％以上減少）に該当する者＞

　　○減少要件確認書（売上高／売上高総利益率／売上高営業利益率）※１

＜上記対象者のうち（３）令和６年能登半島地震による災害により被災した者＞

〇罹災証明書（令和６年能登半島地震にかかるもの）の写し

　　＜経営者保証免除対応適用のもの＞

　　○経営者保証免除対応確認書※１

　　〇その他、資金繰り表、収支計画表、見積書の写し等、融資の際に必要な書類

　　※１　伴走支援型特別保証制度で定める様式を提出のこと。

　　※２　対象者（３）令和６年能登半島地震による災害により被災した者のうち、石川

県内の災害救助法適用地域に事業所を有し、直接被害を受けた事業者において、

保証申込までに経営行動計画書の作成が困難な場合、経営行動計画中１．事業者

名等（【情報提供の同意】及び【確認状況記載欄】を含む。）以外の項目について

可能な範囲で記載した経営行動計画書を提出することをもって、経営行動計画の

提出があったものと見做すとともに、本制度による融資を受けた後に改めて全て

の項目を記載した経営行動計画を提出することでも差し支えない。この取扱いに

際しては、保証申込時に、申込金融機関は信用保証協会に対して、全ての項目を

記載した経営行動計画書を後日提出する旨を記載した書面（様式は問わない。）

を提出することが必要。

|  |
| --- |
| ７　セーフティネット指定期間が経過後の本資金の取扱いはどうなるか。 |

Ａ：

　　現状、セーフティネットの指定期間は以下の通りである。指定期間延長の措置が取られない場合、取扱期間中であっても本資金の対象者は（２）及び（３）のみとなる可能性があることに留意いただきたい。

　　なお、指定期間とはセーフティネット保証４号、５号においては事業者が市町村へ認定申請できる期間を指す。

＜指定期間(令和６年４月１日時点)＞

セーフティネット保証４号:令和５年４月１日から令和５年６月30日認定申請分まで

セーフティネット保証５号:令和６年４月１日から令和６年６月30日認定申請

分まで（指定業種をその都度指定）

|  |
| --- |
| ８　上記７において「県税の納税証明書」の記載がないが、不要ということか。 |

Ａ：

　　本資金においては、令和２年創設の「新型コロナウイルス感染症対応資金」、令和３

年創設の「セーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）」同様、県税の

納税証明書の提出は不要とする。ただし、信用保証協会の「信用保証委託申込書」の

「納税状況」の欄で滞納の有無を確認し、疑義がある場合は必要に応じて聞き取りや県

税の納税証明書を提出すること。なお、県税の徴収猶予の特例を受けている場合は滞納

とはならない。